

平成27年第2回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成27年 5月13日 開会

平成27年 5月13日 閉会

東吾妻町議会

平成27年東吾妻町議会第2回臨時会会議録目次

第1号（5月13日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○開議の宣告	4
○仮議席の指定	4
○選挙第1号 議長選挙	5
○議席の指定	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○選挙第2号 副議長選挙	8
○常任委員会委員の選任について	9
○常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	10
○議会運営委員会委員の選任について	11
○議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	12
○選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙	12
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	14
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	16
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	18
○議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	20
○同意第1号の上程、説明、採決	22
○日程の追加	23
○議員派遣の件について	23

○日程の追加	24
○閉会中の継続審査（調査）事件について	24
○閉会の宣告	25
○署名議員	26

平成27年東吾妻町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

平成27年5月13日(水)午前10時開会

第1 仮議席の指定

第2 選挙第1号 議長選挙

本日の会議に付した事件

日程第2まで議事日程に同じ

追加日程 第1 議席の指定

追加日程 第2 会議録署名議員の指名

追加日程 第3 会期の決定

追加日程 第4 選挙第2号 副議長選挙

追加日程 第5 常任委員会委員の選任について

追加日程 第6 常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

追加日程 第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程 第8 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

追加日程 第9 選挙第3号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙

追加日程 第10 承認第1号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例等の一部を改正する条例)

追加日程 第11 承認第2号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

追加日程 第12 議案第1号 工事委託契約の締結について

追加日程 第13 議案第2号 物品購入契約の締結について(小型ポンプ積載自動車購入)

追加日程 第14 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について

追加日程 第15 議員派遣の件について

追加日程 第16 閉会中の継続審査(調査)事件について

出席議員（14名）

1番	一場明夫君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君
9番	山田信行君	10番	茂木恒二君
11番	金澤敏君	12番	青柳はるみ君
13番	須崎幸一君	14番	浦野政衛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	地域政策課長	浅見梅雄君
保健福祉課長	橋爪克敏君	町民課長	三枝仁君
税務課長	丸山和政君	農林課長	松井秀之君
建設課長	高橋修君	上下水道課長	土屋利夫君
会計課長兼 会計管理者	荒木博之君	教育課長	角田豊君

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 係	水出淳
--------	------	-------------	-----

○事務局長（田中康夫君） 改めましておはようございます。事務局長の田中です。よろしくお願いいたします。

本臨時会は一般選挙後、初の議会であります。議長選挙がなされるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に職務を行うことになっております。出席議員中、小林光一議員が年長であります。ご紹介いたします。小林光一議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（小林光一君） 改めておはようございます。

ただいまご紹介いただきました小林光一でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職を行います。よろしくお願いいたします。

それでは、この後は座らせて議事進行させていただきます。

◎開会の宣告

○臨時議長（小林光一君） ただいまの出席議員数は14人でございます。定足数に達しておりますので、これより東吾妻町議会平成27年第2回臨時会を開会いたします。

（午前10時01分）

◎町長挨拶

○臨時議長（小林光一君） 会議に入る前に町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 改めましておはようございます。

平成27年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

5月の若葉が一段とまぶしく光り、そして輝く季節を迎えました。議員各位には何かとご

多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、4月26日に執行されました東吾妻町議会議員選挙において、ご当選の栄に浴されました新議員の皆様は改めて心からお祝いを申し上げます。ご当選まことにめでとうございます。町民からの負託を受けられた皆様には、町の飛躍と発展のためご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日の臨時会では東吾妻町固定資産評価員の選任1件、専決処分の承認2件、工事委託契約及び物品購入契約の締結についての2件、計5件を提案させていただくものがございます。

提案理由につきましては別に説明させていただきますが、慎重審議をお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（小林光一君） 本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

◎仮議席の指定

○臨時議長（小林光一君） 日程第1、仮議席の指定をいたします。議事進行上、臨時議長より指定いたします。仮議席はただいまご着席の議席と指定いたします。

これからしばらくの間は、議会内部の役員構成の関係でございます。特に選挙執行に当たっては、議場の出入り口を閉鎖いたしますので、説明員として出席をしていただいております執行部の皆さんは、事務室へ戻って事務についていただいても結構でございます。

また、議案の審議前に総務課長を通じて連絡をいたしますので、着席いただければと思います。よろしく願いいたします。

（執行部退場）

◎選挙第1号 議長選挙

○臨時議長（小林光一君） 日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（小林光一君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に里見武男議員、重野能之議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（小林光一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を明瞭に記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（小林光一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（小林光一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（投票）

○臨時議長（小林光一君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（小林光一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

里見武男議員、重野能之議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（立会人立ち会い、開票）

○臨時議長（小林光一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票のうち

一場明夫議員 7票

須崎幸一議員 6票

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、一場明夫議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（小林光一君） ただいま議長に当選されました一場明夫議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

一場明夫議員、議長当選の挨拶をお願いいたします。演壇にてお願いします。

（新議長 一場明夫君 登壇）

○議長（一場明夫君） ただいま議長選挙において当選をさせていただきました一場明夫です。

どうかよろしくをお願いいたします。皆さんと力を合わせて公平、公正な議会運営に心がけて議会基本条例に基づく町民に開かれた議会、しっかり議論できる議会、そして場合によってはしっかり政策提言ができるような議会、そういったものを目指して頑張りたいと思います。今後皆様のご指導、ご鞭撻をどうかよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（小林光一君） これをもって、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

一場明夫議員、議長席にお着き願います。

（臨時議長と新議長が交代）

（新議長が議長席に着席）

○議長（一場明夫君） それでは、ここで暫時休憩をとります。

午前10時30分までといたします。よろしくをお願いいたします。

（午前10時20分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前10時36分）

◎議席の指定

○議長（一場明夫君） 追加議事日程に従い、会議を進めてまいります。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条の規定により、議長において指名いたします。議席番号と議員氏名を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 1番、一場明夫議員。2番、里見武男議員。3番、小林光一議員。4番、重野能之議員。5番、竹淵博行議員。6番、佐藤聡一議員。7番、根津光儀議員。8番、樹下啓示議員。9番、山田信行議員。10番、茂木恒二議員。11番、金澤敏議員。12番、青柳はるみ議員。13番、須崎幸一議員。14番、浦野政衛議員。以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま朗読のとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、2番議員、里見武男議員、3番議員、小林光一議員、4番議員、重野能之議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

◎選挙第2号 副議長選挙

○議長(一場明夫君) 追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(一場明夫君) ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、竹淵博行議員、6番、佐藤聡一議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(一場明夫君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を明瞭に記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(一場明夫君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議長(一場明夫君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

竹淵博行議員、佐藤聡一議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（立会人立ち会い、開票）

○議長（一場明夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票のうち

山田信行議員 8票

根津光儀議員 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、山田信行議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（一場明夫君） ただいま副議長に当選されました山田信行議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

山田信行議員、副議長当選のご挨拶をお願いいたします。演壇にてお願いいたします。

（新副議長 山田信行君 登壇）

○副議長（山田信行君） ただいま副議長選において8票ということで皆さんにご承認いただきました。皆さんとともにしっかりと議長をサポート、また副議長としての職務を務めたいと思います。今後ひとつよろしく願いをいたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（一場明夫君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように

指名したいと思います。

朗読させます。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 常任委員会委員の選任について、常任委員会名と氏名を申し上げます。

総務建設常任委員会、里見武男議員。重野能之議員。佐藤聡一議員。樹下啓示議員。山田信行議員。青柳はるみ議員。浦野政衛議員。

文教厚生常任委員会、一場明夫議員。小林光一議員。竹淵博行議員。根津光儀議員。茂木恒二議員。金澤敏議員。須崎幸一議員。以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま朗読のとおり選任したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

以上で常任委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、常任委員長、副委員長の互選のための委員会を開催していただきたいと思えます。

暫時休憩といたします。

（午前 10 時 52 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 25 分）

◎常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（一場明夫君） 追加日程第 6、常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について

てを議題といたします。

ただいま各常任委員会において委員長、副委員長の互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 常任委員会、委員長、副委員長の互選結果の報告。委員会名と役職名を申し上げます。

総務建設常任委員会、委員長、樹下啓示議員。副委員長、重野能之議員。

文教厚生常任委員会、委員長、竹渕博行議員。副委員長、金澤敏議員。以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま発表のとおり各常任委員長、副委員長が決定いたしました。以上で常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（一場明夫君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、次のように指名したいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長（田中康夫君） 議会運営委員会委員の選任について、氏名を申し上げます。

重野能之議員。竹渕博行議員。佐藤聡一議員。樹下啓示議員。茂木恒二議員。金澤敏議員。以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま朗読のとおり選任したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で議会運営委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、議会運営委員長、副委員長の互選のための議会運営委員会を開催して
いただきたいと思います。

暫時休憩といたします。

(午前 11 時 27 分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午前 11 時 40 分)

◎議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（一場明夫君） 追加日程第 8、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果について
を議題といたします。

ただいま互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○事務局長朗読（田中康夫君） 議会運営委員会、委員長、副委員長の互選結果の報告。役職
名と氏名を申し上げます。

委員長、茂木恒二議員。副委員長、佐藤聡一議員。以上です。

○議長（一場明夫君） ただいま発表のとおり議会運営委員会委員長、副委員長が決定をいた
しました。

以上で議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎選挙第 3 号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙

○議長（一場明夫君） 追加日程第 9、選挙第 3 号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙を行

います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

吾妻東部衛生施設組合議会議員に一場明夫、山田信行議員、竹淵博行議員、金澤敏議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました一場明夫、山田信行議員、竹淵博行議員、金澤敏議員を吾妻東部衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました4名が吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選されました。

ここで暫時休憩といたします。

(午前11時43分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午前11時45分)

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 追加日程第10、承認第1号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

国におきまして平成27年3月31日、地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日付で施行となりました。

この改正を受けて、東吾妻町税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、3月31日公布、4月1日施行いたしました。

この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（丸山和政君） お世話になります。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日公布、4月1日施行されたことに伴う東吾妻町税条例等の一部改正でございます。

町条例につきましても地方税法に合わせて3月31日公布、4月1日施行としなければならぬため、専決処分とさせていただきました。

それでは、改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表をごらんください。

1つ目の東吾妻町税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、第1条関係で現行の税条例の一部改正でございます。

第6条の2につきましては、行政手続法改正に伴います項ずれの一部改正でございます。

第31条は、法人の均等割の税率の改正に伴います所要の改定を行うものでございます。

2ページの第48条及び第50条は、法人税法の改正に伴います号ずれの一部改正でございます。

3ページ第57条から4ページ附則第7条の3の2までは、地方税法改正に伴う条ずれなど

所要の改正でございます。

附則第9条及び第9条の2につきましては、ふるさと納税の申告特例、いわゆるワンストップ特例の創設に伴う一部改正でございます。

5ページの第10条の2につきましては、地方税法改正に伴う項ずれなど所要の改正でございます。

5ページ第11条から8ページ第15条までにつきましては、現行制度の継続のための年度の更新による一部改正でございます。

9ページから10ページの第16条につきましては、軽自動車の燃費性能に応じたグリーン化特例の創設により、電気自動車や燃費基準達成の軽自動車に軽減措置が導入されたことに伴います一部改正でございます。

第16条第1項では、電気自動車、天然ガス自動車でおおむね75%の軽減、第2項は、平成32年度燃費基準プラス20%達成の軽乗用車、平成27年度燃費基準プラス35%達成の軽貨物車でおおむね50%軽減、第3項は、平成32年度燃費基準達成の軽乗用車、平成27年度燃費基準プラス15%達成の軽貨物車でおおむね25%の軽減となります。

2つ目の東吾妻町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、第2条による改正でございます。昨年の9月定例会でお世話になりました東吾妻町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

昨年の一部改正で、附則第16条に軽自動車税の経過年数による重加算の規定整備を行いました。今回の改正により第1条で附則第16条で軽減措置を加えたことによります一部改正で、重加算と合体させるための措置でございます。

2ページ目の附則第4条第2項につきましては、原動機付自転車及び二輪車に係る税率の引き上げ時期の1年の延長措置規定でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。各議員の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、12番、13番、14番。

起立多数。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 追加日程第11、承認第2号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 承認第2号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町税条例等の一部を改正する条例の承認と同じ理由でございますが、地方税法の改正に伴う地方税法施行令の改正がありましたので、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、3月31日公布、4月1日施行いたしました。

この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長(丸山和政君) 今回の改正は、地方税法の一部改正及び地方税法施行令の一部改

正に伴います、東吾妻町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

町条例につきましても地方税法及び地方税法施行令に合わせて、3月31日公布、4月1日施行としなければならないため、専決処分とさせていただきます。

それでは、改正内容の詳細について説明をさせていただきます。

1つ目の新旧対照表をごらんください。

第2条につきましては、課税限度額の引き上げでございます。地方税法施行令で基礎課税額及び後期高齢者支援金分が1万円、介護納付金分が2万円引き上げられたことによります改正でございます。

第2項では、基礎課税額が51万円を52万円に、第3項では、後期高齢者支援金等課税額が16万円を17万円に、第4項では、介護納付金課税額が14万円を16万円に改めるものでございます。

第23条につきましても、施行令の改正に伴います国保税の軽減措置の対象世帯を拡大する一部改正でございます。

第1項につきましては、第2条の課税限度額の引き上げと同趣旨でございます。

第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に、被保険者の数に乗ずべき金額を現行の24万5,000円を26万円に改め、新旧対照表2ページの第3号では、2割軽減の算定を現行の45万円を47万円に改めるものでございます。

附則第3条につきましては、2つ目の新旧対照表をごらんください。

平成25年東吾妻町条例第41号の施行期日のうち、附則第14項の改正のうち、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分につきましては、施行期日を平成28年1月1日施行とするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

(午前11時58分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 1時00分)

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 追加日程第12、議案第1号 工事委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第1号 工事委託契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

八ッ場ダム水源地域整備事業による吾妻溪谷自然公園整備事業、猿橋建設工事の上部工及び右岸側の橋台の工事を群馬県に委託するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（高橋 修君） お世話になります。

議案第1号 工事委託契約の締結についてでございますが、吾妻溪谷自然公園整備事業の契約につきましては、猿橋建設を行うための工事でございます。

5月11日に、吾妻溪谷自然公園整備事業の施行に関する基本協定書の規定により、請負金額2億5,175万円で群馬県と仮契約をしております。工期につきましては、平成28年3月31日までを予定しております。

1枚資料をめくっていただきまして、工事箇所につきましては文化財保護区域内の国指定の名勝吾妻峡であり、吾妻川左岸側現国道の消防慰霊碑の下流に接続する位置でございます。

次に猿橋全体の一般図でございますが、図面右側が右岸十二沢パーキング側で、左側が現国道となっております。橋の桁の部分は鋼板製で、幅員3メートル、長さ43メートル、形式は片削式で表面に合成木材を施し、高欄は自然木材を使用し、吾妻川を横断する人道橋でございます。

最後のページの平面図でございますが、今回の施工は図面右側の上部工、橋面工、A2橋台の施工となります。

名勝吾妻峡であるため、施行に当たっては安全対策及び環境対策に万全を期し、工事を進めていきたいと思っております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。各議員の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 追加日程第13、議案第2号 物品購入契約の締結について(小型ポンプ積載自動車購入)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第2号 物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町消防団第5分団第1部の小型ポンプ積載自動車の取得について、ご審議願うものでございます。

同分団の小型ポンプ積載自動車は、平成元年9月に初年度登録をし、26年が経過しており、老朽化が進み適切な消防活動に支障を来すおそれがあるため、更新するものでございます。

購入につきましては、本団役員及び第5分団関係者と協議を重ね、仕様書を作成したものでございます。消防機械器具を扱う3社より見積もり合わせを執行し、高崎市にあります温井自動車工業株式会社と1,317万6,000円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(角田輝明君) お世話になります。

それでは、物品購入契約の締結につきまして説明をいたします。

資料といたしまして、今回購入する小型消防ポンプ積載自動車の図面及び見積もり合わせ比較表を添付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

今回予定しておりますのは、小型ポンプ積載自動車の購入でございまして、配備するところにつきましては第5分団第1部で、新巻地区にあります分団の詰所に配備するものでございます。

現在あります小型消防ポンプ積載自動車がことしで約26年を経過し老朽化いたしましたので、更新するものでございます。議会の議決をいただければ、温井自動車工業と契約金額1,317万6,000円で本契約いたしまして、年末までに納入いただく予定でございます。

なお、小型ポンプにつきましては、平成21年度に購入しておりますが、第6分団第2部の小型ポンプが購入後17年を経過しておりますので、入れかえを行う予定でございます。

以上簡単な説明ですが、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 今の説明でちょっとわからない点が1カ所ありましたので、ちょっとご説明をお願いいたします。

この見積もり額が1,220万円ということになっているわけですがけれども、実際の契約の金額が1,317万6,000円とこういうことで違っているんですけれども、この辺は何かございますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 見積もりにつきましては、消費税別の見積もりで行っております。契約金額につきましては消費税込みの金額ということで、議決金額につきましては消費税込みでございます。

消費税額が、内税でございますが、97万6,000円ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長(一場明夫君) 追加日程第14、同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員とは、町長の指揮を受け、固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、地方税法第404条の規定により設置し、議会の同意を得て選任することとなっており、税務課長の職にある者を選任したいと考えております。

4月1日の人事異動により、丸山和政を税務課長といたしましたので、ご同意をいただきたくご提案申し上げます。

なお、ご同意いただければ早速、固定資産評価員に選任する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件については人事案件でありますので、質疑、自由討議、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。この際、議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第15とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第15とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただいま資料を配付しておりますので、少々お待ちください。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 追加日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

5月22日及び25日開催の新議員研修会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。この際、閉会中の継続審査(調査)の件についてを日程に追加し、追加日程第16として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査(調査)の件についてを日程に追加し、追加日程第16とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただいま資料を配っておりますので、少しお待ちください。

◎閉会中の継続審査(調査)事件について

○議長(一場明夫君) 追加日程第16、閉会中の継続審査(調査)事件についてを議題といたします。

各委員会委員長より、会議規則第75条による閉会中の継続審査(調査)事件についてお手元に配付のように申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように次期定例会までの閉会中の継続審査(調査)事件として決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

各委員会からの閉会中の継続審査(調査)事件が決定いたしました。

○議長(一場明夫君) 会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

予定されました議事が議員各位のご精励により終了できましたことに感謝申し上げます。議会の円滑な運営に、そして町政発展のために尽力してまいる決意でございます。今後もよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長(一場明夫君) これをもって本日の会議を閉じ、平成27年第2回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 1時17分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成27年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 里見 武 男

臨時議長 小林 光 一

署名議員 重野 能 之